

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-29
許認可等の種類	再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の6第2項			
許認可等の概要	再生医療等製品営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため。)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため。)			
期間の制定根拠	—			